

わが家を空き家にしないための無料相談会 事前相談票

この相談票は、相談会に参加を希望される際に、下記担当まで郵送またはメールにてご提出していただくものです。太枠内をご記入ください。

相談者	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒
	連 絡 先	※日中ご連絡のとれる番号をお書きください。
対象住宅の所在地	海老名市	
対象住宅の所有者	土地	<input type="checkbox"/> 相談者本人 → <input type="checkbox"/> 共有者がいる or <input type="checkbox"/> 共有者がいない
		<input type="checkbox"/> 相談者以外 → <input type="checkbox"/> 親族 or <input type="checkbox"/> 親族以外（不明含む）
	家屋	<input type="checkbox"/> 相談者本人 → <input type="checkbox"/> 共有者がいる or <input type="checkbox"/> 共有者がいない
		<input type="checkbox"/> 相談者以外 → <input type="checkbox"/> 親族 or <input type="checkbox"/> 親族以外（不明含む）
対象住宅の築年数	築 年（竣工年が分かる場合はこちらへ記載→ 西暦 年竣工）	
相談内容	※現在何に困っていて、今後どのようにしたいのかを具体的に記載してください	
相談したい相手 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 宅建士（主に住宅の売買や賃貸に関する相談）	
	<input type="checkbox"/> 行政書士（主に住宅の権利関係の整理に伴う行政手続きに関する相談）	
	<input type="checkbox"/> 司法書士（主に相続に関する相談）	
	<input type="checkbox"/> どこに相談していいか分からない	
相談日の希望	※事前相談票を提出する日から2週間以上期間を空けて複数日記載ください (対応する専門家の決定・相談日の日程調整などに2週間ほどかかります)	

<郵送先>

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 / 海老名市 まちづくり部 住宅まちづくり課 空き家担当

<問い合わせ先>

電話 046-235-9604（受付時間：平日 8時45分～12時、13時～17時15分）